

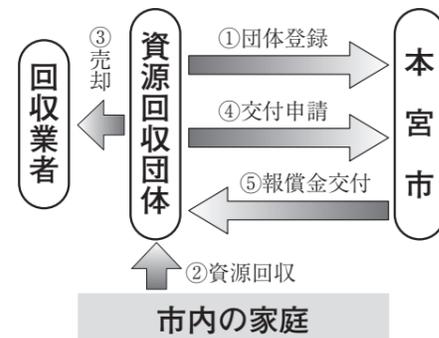
# 資源化・減量化に向けて 資源回収団体募集



▲資源回収を行う和田小学校PTAのみなさん

本宮市では、ごみの減量化を図るため家庭から出された再生利用可能なごみを集団回収している団体に、報償金を交付しています。現在、50団体の登録があり、ごみの減量化に協力していただいています。

集団資源回収を実施していただくことで、資源物の有効活用や、ごみの減量化が図られ、ごみ処理費用も軽減できます。また、集団回収を実施した団体には、1キロあたり6円の報償金が交付されます。皆さんも参加してみませんか？



## 登録から報償金交付までの流れ

- ①市に資源回収団体の登録を行います。
- ②各家庭から資源物の回収を行います。  
(回収業者と事前に打ち合わせを行ってください。)
- ③資源物を回収業者に売却します。
- ④回収量のわかる明細を添付して、市に交付申請します。
- ⑤市から報償金が交付されます。  
※団体の代表者の変更や口座の変更がありましたら、その都度お知らせください。

## 資源回収対象品目

- ★古紙類：新聞紙・雑誌・ダンボール、牛乳パック
- ★ビン類：酒ビン、ビール瓶等
- ★金属類：アルミ缶、スチール缶
- ★布類

# 生ごみ処理機を購入しませんか？ 市では購入費の一部を助成します

生ごみ処理機を購入して、家庭からごみの減量化・堆肥化を図り、資源の再利用に協力していただいた方に対して、報償金（もみや商品券・しらさわ商品券）を交付しています。

◆問い合わせ先 生活安全課 環境保全係 ☎内線114

区分	交付額
電動式生ごみ処理機	購入価格の1/2 (上限2万円)
生ごみ処理機(コンポスト) EMぼかし容器	購入価格の1/2 (上限2千円)

申請手続きは、報償金交付申請書に、領収書と生ごみ処理機のカタログを添えて、左記窓口に出してください。(印鑑をご持参ください)

※申請書は、ホームページからもダウンロードできます。

# 絶対させない、許さない！ 廃棄物の不法投棄！

うつくしい環境を 未来の世代に継承するため

## 不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされています。

この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。

この規定は、産業廃棄物に限らず、一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。

廃棄物を埋めることができず、施設は、県等の許可が必要で、許可を得ている箇所には必ずそれを示す看板や囲いが設置してあります。

看板等のないところに穴を掘って埋めたり、大量のごみを山積みすることは、たとえ自分の土地でも不法投棄ということになります。

## 罰則

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役または1千万円

以下の罰金に処せられ、またはこれが併科されます。(法人の場合、1億円以下の罰金。未遂行為も対象です)

## 不法投棄がもたらす問題

■環境汚染を引き起こします  
廃棄物の不法投棄は、様々な環境汚染を引き起こします。とりわけ産業廃棄物の不法投棄は、例えば、廃棄物の山から有害物質が地中にしみ出し地下水を汚染する可能性があるなど、私たちの生活環境に大きな影響を与える憂慮すべき問題です。

■原状回復には多大な費用がかかります  
投棄された廃棄物を撤去して元の状態に回復させるには、初めから適正に処分するよりも、多大な費用と長期の時間を要し、経済的損失も計り知れないものとなります。

## 不法投棄を見つけたら通報を

市や県では、不法投棄を防止するため様々な取り組みを実施していますが行政だけの対応には限界もあります。市民の皆さん一人ひとりが「不法投棄は絶対させない、許さない」という意識を持ち、総ぐるみで監視し、未然防止の環を広げていくことが必要です。

以下のチェックポイントの兆候が見られたら不法投棄の可能性があります。

## 不法投棄のチェックポイント

捨てられやすい場所や時間とは？

- ▼民家等が近くになく、周辺から見通しが悪い
- ▼主要道から少し入ったところで、大型ダンブ等が通る道幅がある
- ▼人目につくのを避けるため、夜間や早朝に行われやすい

不法投棄につながるような周辺状況の変化は？

- ▼突然大きな穴が掘られた
- ▼数日前から穴を掘るための重機がある
- ▼出入り場所に鉄板が敷かれた
- ▼昼間現場に人がいないが、毎日地形が変わっている

通報のポイントとは？

- ▼いつ頃からの話か？
- ▼捨てられた場所はどこ？
- ▼捨てられた廃棄物は何？
- ▼廃棄物を運んでいるのは誰？
- ▼車のナンバーは？

福島県の廃棄物不法投棄の監視員として監視をお願いします。



三瓶清光さん  
(松沢字靴屋)  
☎44-2847



山崎敏雄さん  
(岩根字小山)  
☎39-2539

## 不法投棄の通報先

- ☎33-1111
- ☎44-2111
- ☎33-3110
- ☎024-521-7539
- ☎024-522-2151